



2026年5月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス テ ム セ ル 研 究 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 崇 文
(コード番号：7096 東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 茅 野 圭
(TEL. 03-6811-3235)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、2026年6月24日開催予定の当社第27期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。なお、当社取締役に対して付与する新株予約権は、会社法第361条に規定する報酬等に該当いたしますので、同条に基づく承認を求める議案もあわせて同総会に付議いたします。

当該新株予約権は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、付与は相当なものであると考えております。

なお、新株予約権の行使に際して割り当てられる株式は、原則として当社の保有する自己株式を充当する予定です。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して新株予約権を発行するものであり、同様に取締役に対する報酬等としても、当社の員数及び職位等を基準として、以下に記載する内容の新株予約権を付与することは相当であると考えております。

2. 当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等としてのストック・オプションの発行について

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2019年6月27日開催の定時株主総会において、総額で年額100百万円以内と決議されております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の報酬の額とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権を年額200百万円の範囲内で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の

額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な評価単価に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正な評価単価の算定につきましては、株式オプション価格算定モデルとして一般的に利用されているブラック・ショールズ・モデルを用いることとしております。

なお、現在の取締役は4名（うち、社外取締役3名）であります。取締役選任議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は4名（うち、社外取締役2名）となり、付与を予定する取締役は2名となります。

3. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、176,400株を上限とする。このうち、取締役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は176,400株を上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使され又は当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の数

新株予約権の数は、1,764個を上限とする。このうち、当社取締役を付与対象とする新株予約権は1,764個を上限とする。ただし、(2)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権についての金銭の払い込み

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

各新株予約権の行使により出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）に東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日

を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)の、いずれか高い金額を下回らない価額とする。なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で株式を発行し又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式においては、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が資本金の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行から10年以内とし、具体的な期間は新株予約権の募集事項を決定する取締役会で決定する。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本議案に基づいて新株予約権者に交付する株式は、原則として当社保有の自己株式とし新たな株式の発行は行わないものとするが、新たな株式を発行する場合においては、増加する資本金及び資本準備金について以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。



(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）が、権利行使時において当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認める場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(10) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、その承認決議の日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取扱い

当該端数は切捨てとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上